

障害者総合支援法の 意思疎通支援事業

2014. 10/25

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

相談役 高岡 正

2006年 障害者自立支援法

廃止！
言明

2011年 骨格提言

障がい者制度改革推進会議
総合福祉部会から政府への報告

総合福祉法(仮称)

2013年 障害者総合支援法

自立支援法一部改正障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

障害者総合支援法

名称

食事、排泄、
入浴など

地域住民や社会と
関わること

障害者の

日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律

自立支援給付と地域
生活支援事業など

施行期日：平成25年4月1日]

障害者総合支援法

理念のポイント

- 1) 全ての国民は、障がいの有無に関わらず**基本的**
人権を有する個人として尊重されるという理念
- 2) **相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する
社会の実現
- 3) 可能な限り身近な**地域で社会参加する機会**や、
どこで誰と生活するかを選択する機会の確保
- 4) **障壁となるような社会**における事物、制度、慣行、
観念その他**一切のもの**の**除去**

障害者総合支援法

個人の基本的
人権尊重

人格と個性
の相互尊重

理念

地域社会参
加、生活権

社会的障壁
の除去

改正障害者基本法

定義

障害者：

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害があるもので、社会的障壁により継続的に・・・相当の制限を受ける状態にあるもの

社会モデル

改正障害者基本法

定義

社会的障壁:

障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切ものをいう。

字幕のない
テレビ番組

派遣制限する
実施要綱